次のとおり、公募により企画提案を募集し、その内容を審査して最良の提案をした者を選定し随意契約の相手方の候補者とする手続（以下「公募型プロポーザル方式」という。）を実施する。

令和８年（2026 年）３月２４日

北海道知事　鈴木　直道

１　公募型プロポーザル方式に付す事項

（１）委託業務名

令和８年度北海道観光入込客数調査事業委託業務

（２）委託業務の目的

北海道観光入込客数調査における調査・集計作業の省力化や迅速な公表を図るため、人流データを活用した観光入込客数調査を実施する。

※令和８年度は、令和７年度の人流データを活用し、従来手法による調査結果と比較し、両者の傾向の違いを把握した上で、令和９年度からの切り替え可否を検討するものとする。

（３）業務内容

ア　市町村等向け説明会の開催

イ　人流データによる令和７年度北海道観光入込客数調査報告書の作成

ウ　従来手法の調査結果との比較や相違点の分析、道および市町村の切り替え可否の検討支援

エ　実績報告書の作成

（４）委託期間

契約締結日から令和９年（2027 年）３月 19 日（金）まで

２　公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

（１）単体法人又は複数法人による連合体（以下、「コンソーシアム」という。）とする。

（２）単体法人及びコンソーシアムの構成者は、次の要件をすべて満たしていること。

ア　単体法人で参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所あるいは支店・営業所等の拠点を有するものであること。また、コンソーシアムで参加する場合は、道内に本店又は主たる事務所あるいは支店・営業所等の拠点を有するものを、その構成員に含むものであること。

イ　地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 167 号）第 167 条の４の規定により競争入札への参加を排除されているものでないこと。

ウ　北海道の競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成４年９月 11 日付け局総第 461 号）第２第１項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。

エ　暴力団関係事業者等であることにより、北海道が行う競争入札等への参加を除外されていないこと。

オ　暴力団関係事業者等でないこと。

カ　次に掲げる税を滞納している者でないこと。

（ア）道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）
（イ）本社が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある場合を除く。）
（ウ）消費税及び地方消費税
キ　次に掲げる届出の義務を履行していること(当該届出の義務がない場合を除く。)
（ア）健康保険法(大正 11 年法律第 70 号)第 48 条の規定による届出
（イ）厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)第 27 条の規定による届出
（ウ）雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)第 7 条の規定による届出
ク　コンソーシアムの構成員が単体の法人としても重複参加する者でないこと。また、コンソーシアムの構成員が他のコンソーシアムの構成員として重複参加する者でないこと。

3　企画提案の審査基準

（１）業務遂行能力全般
（２）企画提案内容
（３）道施策との適合性

4　手続き等

（１）担当部局
北海道経済部観光局観光振興課　担当　髙田
〒060-8588　北海道札幌市中央区北３条西６丁目
電　　話　　011－206－6596（直通）
ファックス　　011－232－4120
（２）企画提案指示書の交付期間及び場所
ア　交付期間
令和８年（2026 年）３月 24 日（火）から
令和８年（2026 年）４月 14 日（火）
（土曜日及び日曜日を除く午前９時から午後５時まで）
イ　交付場所
４（１）の場所で交付する。
（３）参加表明書の提出期限、提出場所及び提出方法
ア　提出期限
令和８年（2026 年）４月 14 日（火）午後３時（必着）
イ　提出場所
４（１）に同じ
ウ　提出方法
持参（土曜日及び日曜日を除く午前９時から午後５時まで）又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）
（４）企画提案書の提出期限、提出場所及び提出方法
ア　提出期限
令和８年（2026 年）４月 21 日（火）午後３時（必着）
イ　提出場所
４（１）に同じ
ウ　提出方法

持参（土曜日及び日曜日を除く午前９時から午後５時まで）又は郵送（簡易書留、書留のいずれか）

５　提案の無効

公募型プロポーザル方式に参加する者に必要な資格を有しない者の提出した提案は無効とする。

６　最良の提案をした者の選定方法

あらかじめ定めた審査基準及び審査方法により、提出された提案書を評価し、最良の提案をした者（以下「特定者」という。）を選定する。

７　契約手続

特定者を見積書徴収の相手方に決定したときは、別途財務会計法令の規定により契約手続を行う。

８　その他

（１）企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者の負担とする。
（２）企画提案内容に関するプレゼンテーションを実施する。
（３）審査結果及び特定者は、公表する。
（４）詳細は、令和８年度北海道観光入込客数調査事業委託業務指示書による。